

平成 29 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議案番号	第 1 号議案
議案名	安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>みらい創造研究所の設置目的を果たしたことに伴うもの</p> <p>みらい創造研究所の廃止</p> <p>(施行日) 平成 29 年 4 月 1 日</p>
議案番号	第 2 号議案
議案名	安城市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>行政手続法の改正に伴うもの</p> <p>引用している行政手続法の条項名の変更 第 1 条第 1 項中「第 38 条」→「第 46 条」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議案番号	第 3 号議案
議案名	安城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市中央図書館の名称の変更に伴うもの</p> <p>安城市中央図書館の名称変更 第 2 条第 2 号ア中「安城市中央図書館」→「安城市図書館」</p> <p>(施行日) 平成 29 年 6 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 4 号議案
議 案 名	安城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の条項名の変更等</p> <p>(1) 第 3 4 条第 1 項第 1 号中「第 2 8 条」→「第 2 9 条」</p> <p>(2) 番号利用法の改正に伴う定義の整理等</p> <p>(施行日)</p> <p>番号利用法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日</p>
議 案 番 号	第 5 号議案
議 案 名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>職員定数の変更</p> <p>※ 現段階で詳細は未定</p> <p>(施行日)</p> <p>平成 2 9 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 6 号議案
議 案 名	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>職員を派遣することができる団体から愛知県農業共済組合を除外するもの</p> <p>第 2 条第 1 項第 3 号（愛知県農業共済組合）を削る。</p> <p>(施行日)</p> <p>平成 2 9 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第7号議案
議 案 名	安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>一般職の非常勤職員が育児休業及び部分休業を取得できるようにすること等に伴うもの</p> <p>1 一般職の非常勤職員が育児休業及び部分休業を取得できることとする所要の改正</p> <p>(1) 育児休業を取得することができる非常勤職員 引き続き在職した期間が1年以上であって、子が1歳6か月になるまでの間に任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない者であり、かつ、勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める者</p> <p>(2) (1)の非常勤職員が取得することができる育児休業の期間 ア イ及びウ以外の場合 子が1歳に達する日まで イ 配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合 子が1歳2か月に達する日まで ウ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員が当該子が1歳到達日の翌日から育児休業しようとする場合 子が1歳6か月に達する日まで (ア) 非常勤職員又は配偶者が子の1歳到達日において育児休業等をしている場合 (イ) 子の1歳到達日後に育児休業をすることが特に必要と認める場合として市長が規則で定める場合</p> <p>(3) 部分休業を取得することができる非常勤職員 引き続き在職した期間が1年以上である者で、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員</p> <p>(4) (3)の非常勤職員が取得することができる部分休業の内容 1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で30分単位で取得可能とする。</p> <p>2 児童福祉法の改正に伴う、規定の整理 第2条の2中「第6条の4第2項」→「第6条の4第1号」、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」→「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」</p> <p>(施行日) 平成29年4月1日</p>

内 容																																																			
議案番号	第8号議案																																																		
議案名	安城市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																		
摘要	<p>人事院規則の改正に準じて、配偶者同行休業の期間の再度の延長が出来る特別の事情を規定するもの</p> <p>配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情 配偶者同行休業の期間を延長した後の延長後の期間満了日以後も配偶者の海外での勤務が引き続くこととなり、その引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>																																																		
議案番号	第9号議案																																																		
議案名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																		
摘要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の扶養手当の改定に準じ、職員の扶養手当を改定するもの</p> <p>配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ。</p> <p style="text-align: right;">月額 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配偶者</td> <td>7級以下</td> <td>13,000</td> <td>10,000</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>13,000</td> <td>10,000</td> <td>6,500</td> <td>3,500</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>13,000</td> <td>10,000</td> <td>6,500</td> <td>3,500</td> <td>支給なし</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>6,500</td> <td>8,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">父母等</td> <td>7級以下</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>3,500</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>3,500</td> <td>支給なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降は扶養手当増額の措置を廃止する。</p> <p>(施行日) 平成29年4月1日</p>	年度	H28	H29	H30	H31	H32以降	配偶者	7級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500	8級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500	9級	13,000	10,000	6,500	3,500	支給なし	子	6,500	8,000	10,000	10,000	10,000	父母等	7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	8級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500	9級	6,500	6,500	6,500	3,500	支給なし
年度	H28	H29	H30	H31	H32以降																																														
配偶者	7級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500																																													
	8級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500																																													
	9級	13,000	10,000	6,500	3,500	支給なし																																													
子	6,500	8,000	10,000	10,000	10,000																																														
父母等	7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500																																													
	8級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500																																													
	9級	6,500	6,500	6,500	3,500	支給なし																																													

内 容	
議 案 番 号	第 1 0 号議案
議 案 名	安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>特定非営利活動促進法及び地方税法の改正に伴うもの</p> <p>1 特定非営利活動促進法の改正に伴うもの 第 3 5 条の 2 第 1 項中「仮認定特定非営利活動法人」→「特例認定特定非営利活動法人」</p> <p>2 地方税法の改正に伴うもの 住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成 3 3 年まで延長する。</p> <p>(施行日)</p> <p>1 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日 2 公布の日</p>
議 案 番 号	第 1 1 号議案
議 案 名	安城市役所立体駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
摘 要	<p>安城市役所立体駐車場の新設に伴うもの</p> <p>1 名称 安城市役所立体駐車場</p> <p>2 位置 安城市花ノ木町 5 番 2 8 号</p> <p>3 駐車できる車両 (1) 道路運送車両法施行規則別表第 1 に規定する普通自動車 (2) 道路運送車両法施行規則別表第 1 に規定する小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外</p> <p>4 駐車券の交付の取扱時間 1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日までの午前 8 時から午後 8 時まで</p> <p>5 駐車料金 3 0 分までごとに 1 0 0 円 (2 4 時間までごとに 6 0 0 円を上限とする。)</p> <p>(施行日) 公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 2 号議案
議 案 名	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市多文化共生プラン策定審議会、安城市養護老人ホーム移譲先法人選考委員会、安城市保育所設置運営者選考委員会及び健康日本 2 1 安城計画策定委員会の設置に伴うもの</p> <p>附属機関に安城市多文化共生プラン策定審議会、安城市養護老人ホーム移譲先法人選考委員会、安城市保育所設置運営者選考委員会及び健康日本 2 1 安城計画策定委員会を加える。</p> <p>(施行日) 平成 2 9 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 3 号議案
議 案 名	安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>みのわ保育園の移転に伴うもの</p> <p>位置 安城市箕輪町屋下 3 5 番地 → 安城市箕輪町神戸 1 6 9 番地 3</p> <p>(施行日) 平成 2 9 年 3 月 2 7 日</p>
議 案 番 号	第 1 4 号議案
議 案 名	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>遺児手当の支給対象者の範囲を拡大するもの</p> <p>安城市外（日本国内に限る。）に居住する遺児を監護する父又は母（安城市に居住し、安城市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）についても遺児手当の支給対象とするもの（現行安城市に居住しない遺児若しくは安城市の住民基本台帳に記録されていない遺児の父又は母は支給対象とせず。）</p> <p>(施行日) 平成 2 9 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 5 号議案
議 案 名	安城市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴うもの</p> <p>1 利用対象者 第 4 条第 1 号中「（介護保険）法第 3 2 条に定める要支援認定を受けた者」→「介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 2 の 4 に定める者」</p> <p>2 指定管理者の収入とする費用 介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 3 項の規定により指定管理者に支払うことができる第 1 号事業支給費を加える。</p> <p>（施行日） 平成 2 9 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 6 号議案
議 案 名	安城市障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>扶助料の支給要件の見直しに伴うもの</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を最初に受ける日において、年齢が 6 5 歳以上である者を扶助料の支給の対象外とするもの</p> <p>（施行日） 平成 2 9 年 1 0 月 1 日</p> <p>（経過措置） この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により扶助料の支給の決定を受けている者は、改正後の条例の規定により扶助料の支給の決定を受けたものとみなす。</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 7 号議案
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>介護保険法施行令の改正に伴うもの</p> <p>平成 2 9 年度における第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとする。</p> <p>(施行日) 平成 2 9 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 8 号議案
議 案 名	安城市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>工場立地法の改正に伴うもの</p> <p>1 題名の変更 安城市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例 → 安城市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例</p> <p>2 引用している工場立地法の条項名の変更 第 1 条及び第 3 条第 1 項中「第 4 条の 2 第 2 項」 → 「第 4 条の 2 第 1 項」</p> <p>(施行日) 平成 2 9 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 9 号議案
議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料の見直し並びにその他の手数料の単位の見直しに伴うもの

1 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料の見直し

(1) 設計住宅性能評価書が添付されている場合の手数料区分の新設

種類	区分	金額	
低炭素建築物 新築等計画の 認定申請手 料	1戸建て住宅	5,200円	
	住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、申請戸数が	1のもの	5,200円
		2以上5以下のもの	10,300円
		6以上のもの	17,500円
	1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が	1のもの	5,200円
		2以上5以下のもの	10,300円
6以上のもの		17,500円	
住宅以外の建築物で、延べ面積が	300平方メートル以内のもの	10,300円	
	300平方メートルを超えるもの	29,100円	
低炭素建築物 新築等計画の 変更認定申請 手数料	1戸建て住宅	3,200円	
	住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、申請戸数が	1のもの	3,200円
		2以上5以下のもの	6,200円
		6以上のもの	10,500円
	1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が	1のもの	3,200円
		2以上5以下のもの	6,200円
6以上のもの		10,500円	
住宅以外の建築物で、延べ面積が	300平方メートル以内のもの	6,200円	
	300平方メートルを超えるもの	17,500円	

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物についての手数料区分の新設

種類	区分	金額
低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	建築物の延べ面積が	
	300平方メートル以内のもの	95,000円
	300平方メートルを超えるもの	159,300円
低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	建築物の延べ面積が	
	300平方メートル以内のもの	48,600円
	300平方メートルを超えるもの	82,600円

2 その他の手数料の単位の見直し

(1) 資産に関する証明 1枚 → 1通

(2) 資産に関する公簿の複写 1枚 → 1通

(施行日)

1 平成29年4月1日

2 平成29年5月29日

摘
要

内 容																										
議 案 番 号	第 2 0 号議案																									
議 案 名	安城市中心市街地拠点施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について																									
摘 要	<p>中心市街地イベント広場の施設利用料金を改定するもの</p> <p>別表第 3 の改正規定中「1, 1 1 0 円」→「1, 1 0 0 円」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>																									
議 案 番 号	第 2 1 号議案																									
議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																									
摘 要	<p>県費負担教員の扶養手当の改定に準じ、市費負担教員の扶養手当を改定するもの</p> <p>1 扶養手当の見直し 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">月額 単位 円</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>15, 100</td> <td>11, 800</td> <td>9, 200</td> <td>6, 500</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>6, 500</td> <td>8, 000</td> <td>9, 000</td> <td>10, 000</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td>6, 500</td> <td>6, 500</td> <td>6, 500</td> <td>6, 500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成 28 年度は 11, 000 円、平成 29 年度は子 10, 000 円・父母等 9, 000 円、平成 30 年度は子 10, 000 円・父母等 8, 000 円、平成 31 年度以降は当該扶養手当の増額措置は廃止。</p> <p>2 扶養親族たる子で 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子に対する扶養手当の月額の見直し 5, 200 円→5, 000 円</p> <p>(施行日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 2 9 年 4 月 1 日 2 平成 3 1 年 4 月 1 日 		月額 単位 円				年度	H28	H29	H30	H31 以降	配偶者	15, 100	11, 800	9, 200	6, 500	子	6, 500	8, 000	9, 000	10, 000	父母等	6, 500	6, 500	6, 500	6, 500
	月額 単位 円																									
年度	H28	H29	H30	H31 以降																						
配偶者	15, 100	11, 800	9, 200	6, 500																						
子	6, 500	8, 000	9, 000	10, 000																						
父母等	6, 500	6, 500	6, 500	6, 500																						
議 案 番 号	第 2 2 号議案																									
議 案 名	安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																									
	<p>有料駐車場の運用形態を見直し、並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げを勘案し、駐車料金の改定等するもの</p>																									

1 自動車駐車場の普通駐車料金の見直し

区分	現行駐車料金	改正後駐車料金
御幸本町駐車場	30分までごとに50円。ただし、夜間については200円を上限とする。	30分までごとに70円。ただし、24時間までごとに800円を上限とする。
安城駅東駐車場		30分までごとに100円。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。
安城駅西駐車場（東棟を除く。）	30分までごとに70円。ただし、24時間までごとに900円を上限とする。	30分までごとに100円。ただし、24時間までごとに800円を上限とする。
安城駅西駐車場（東棟に限る。）		最初の30分までは無料とし、以後30分までごとに150円
安城駅前第1駐車場	最初の30分までは無料とし、以後1時間までごとに100円	最初の30分までは無料とし、以後1時間までごとに100円
安城駅前第2駐車場		
安城駅北口広場駐車場		
三河安城駅南駐車場		
三河安城駅北駐車場		
新城駅北第1駐車場	最初の30分までは無料とし、以後1時間までごとに100円。ただし、24時間までごとに900円を上限とする。	最初の30分までは無料とし、以後1時間までごとに100円。ただし、24時間までごとに900円を上限とする。
北明治駐車場	最初の30分までは無料とし、以後1時間までごとに100円	最初の30分までは無料とし、以後30分までごとに70円。ただし、24時間までごとに800円を上限とする。
新城駅南駐車場	30分までごとに50円。ただし、24時間までごとに700円を上限とする。	30分までごとに50円。ただし、24時間までごとに700円を上限とする。

摘要

2 自動車駐車場の定期駐車料金の見直し

区分	駐車時間	現行駐車料金	改正後駐車料金	
タクシー以外の車両	御幸本町駐車場、安城駅東駐車場及び新城駅南駐車場	全日	1月につき6,300円	1月につき6,480円
		昼間	1月につき5,250円	1月につき5,400円
	安城駅西駐車場（東棟に限る。）	全日	1月につき9,450円	1月につき9,720円
		昼間	1月につき7,350円	1月につき7,560円
	安城駅西駐車場（西棟に限る。）	全日	1月につき8,400円	1月につき8,640円
		昼間	1月につき6,300円	1月につき6,480円
北明治駐車場	全日	1月につき6,300円	1月につき6,480円	
新城駅北第2駐車場	全日	1月につき9,450円	1月につき9,720円	
タクシー	安城駅前第1駐車場、三河安城駅南駐車場、三河安城駅北駐車場及び桜井駅駐車場	全日	1年につき52,500円	1年につき54,000円

3 自転車駐車場の定期駐車料金の見直し

- (1) 自転車の全日の定期駐車料金 1,570円 → 1,610円
- (2) 原動機付自転車の全日の定期駐車料金 2,620円 → 2,690円

4 回数駐車券（100円券22枚つづりのもの）の新設

（施行日）

平成29年6月1日

内 容	
議 案 番 号	第 2 3 号議案
議 案 名	平成 2 8 年度安城市一般会計補正予算（第 5 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 2 4 号議案 ～ 第 2 9 号議案
議 案 名	平成 2 8 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	国民健康保険事業（第 1 号） 下水道事業（第 2 号） 農業集落排水事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地地区画整理事業（第 3 号） 介護保険事業（第 1 号） 後期高齢者医療（第 1 号） の 6 会計 資料別添
議 案 番 号	第 3 0 号議案
議 案 名	平成 2 8 年度安城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 3 1 号議案
議 案 名	平成 2 9 年度安城市一般会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 3 2 号議案 ～ 第 3 9 号議案
議 案 名	平成 2 9 年度安城市特別会計予算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 農業集落排水事業 安城桜井 駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 8 会計 資料別添
議 案 番 号	第 4 0 号議案
議 案 名	平成 2 9 年度安城市水道事業会計予算について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 4 1 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>(仮称) 子ども発達支援センター改修主体工事 場 所 安城市城南町地内 概 要 構造 鉄筋コンクリート造 3階建 内容 外部改修 屋上 外壁 建具改修 内部改修 相談室 言語発達検査室 プレイルーム 療育グル ープ室 指導訓練室 屋内遊戯室 地域図書室 事務 室ほか 付帯施設設置 昇降機棟増築 契 約 金 額 514,512,000 円 契約の相手方 安城市横山町寺田 3 5 番地 4 株式会社ナルセコーポレーション 代表取締役 成 瀬 介 宣 契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札 工 期 ~平成 3 0 年 1 月 1 9 日</p>
議 案 番 号	第 4 2 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>(仮称) 子ども発達支援センター改修電気工事 場 所 安城市城南町地内 概 要 受変電設備 照明設備 コンセント設備 弱電設備ほか 契 約 金 額 203,040,000 円 契約の相手方 安城市井杭山町一本木 5 番地 1 0 碧海電気株式会社 代表取締役 深 堀 佐和良 契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札 工 期 ~平成 3 0 年 1 月 1 9 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 4 3 号議案
議 案 名	業務委託契約の変更について
摘 要	<p>平成 2 8 年第 1 回定例会において議決された業務委託契約の額を変更するもの</p> <p>安城市役所立体駐車場設計施工業務</p> <p>変更前金額 518,400,000 円</p> <p>変更後金額 521,262,000 円</p> <p>増 額 2,862,000 円</p>
議 案 番 号	第 4 4 号議案
議 案 名	工事請負契約の変更について
摘 要	<p>平成 2 8 年第 2 回定例会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>調整池整備工事（明治本町地区）</p> <p>変更前金額 419,040,000 円</p> <p>変更後金額 429,154,200 円</p> <p>増 額 10,114,200 円</p>
議 案 番 号	第 4 5 号議案
議 案 名	工事請負契約の変更について
摘 要	<p>平成 2 8 年第 3 回定例会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>西海橋関連旧橋撤去・右岸下部工事</p> <p>変更前金額 125,712,000 円</p> <p>変更後金額 157,852,800 円</p> <p>増 額 32,140,800 円</p>

内 容	
議 案 番 号	第 4 6 号議案
議 案 名	特定事業契約の変更について
摘 要	<p>平成 2 6 年第 1 回定例会において議決された特定事業契約の額を変更するもの</p> <p>安城市中心市街地拠点整備事業</p> <p>変更前金額 6,253,200,000 円</p> <p>変更後金額 6,278,059,433 円</p> <p>上記金額に、原事業契約に定める方法により物価変動による増減額 並びに消費税相当額及び地方消費税相当額を加算又は減算した額</p> <p>増 額 24,859,433 円</p>
議 案 番 号	第 4 7 号議案
議 案 名	財産の取得の変更について
摘 要	<p>平成 2 8 年第 1 回定例会において議決された財産の取得の相手方を変更するもの</p> <p>安城市図書情報館の図書館業務の自動化・省力化機器</p> <p>変更前相手方 名古屋市中区丸の内一丁目 1 0 番 2 9 号 京セラ丸善システムインテグレーション株式会社名古屋営業所 所長 目 徳 剛</p> <p>変更後相手方 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地 京セラコミュニケーションシステム株式会社 代表取締役社長 黒 瀬 善 仁</p>

内 容	
議 案 番 号	第 4 8 号議案
議 案 名	指定管理者の指定の変更について
摘 要	<p>平成 2 6 年第 4 回定例会において議決された指定管理者の指定を変更するもの</p> <p>安城市民会館の指定管理者</p> <p>変更前 株式会社ケイミックス</p> <p>変更後 株式会社ケイミックスパブリックビジネス</p>
議 案 番 号	第 4 9 号議案
議 案 名	市道路線の廃止について
摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止 8 路線 8550.10m</p>
議 案 番 号	第 5 0 号議案
議 案 名	市道路線の認定について
摘 要	<p>開発行為等に伴うもの</p> <p>認定 1 2 路線 7,969.90m</p> <p>廃止及び認定後の市道 3,968 路線 1,291,973.60m</p>

内 容	
議 案 番 号	報告第1号
議 案 名	専決処分について
摘 要	施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解
	1 損害賠償額 233,920円
	2 事故内容
	(1) 発生日時 平成28年10月28日 午前10時ごろ
	(2) 発生場所 安城市住吉町地内
	(3) 経 過 上記地内の市道において、歩道の破損部分が、当該市道の車道部分から店舗の敷地へ進入しようとした相手方車両に接触したものの
3 相手方の損害の程度 前バンパー及びラジエーターの損傷	
4 過失割合 安城市100% 相手方0%	
5 専決年月日 平成29年1月18日	
議 案 番 号	同意第1号
議 案 名	副市長の選任について
摘 要	副市長 浜田実の任期満了（平成29年3月31日）に伴う後任の選任
	副市長
	任期 4年 定数 2人